

事業主団体等への助成

雇用管理改善の取組
健康・環境分野等(成長分野等)
に該当する事業を営む者のみを
構成員とする事業協同組合等が、
雇用管理の改善計画を県知事に
認定を受け、その構成事業者の
人材確保及び労働者の定着を支
援するための事業を行う場合

中小企業人材確保 推進事業助成金

事業協同組合等の規模に応じて、1事業年度あたり600万円～1,000万円を上限として、当該年度に要した費用(雇用管理改善に関する調査研究から成果の普及・定着といったフォローアップまでの一貫した事業)の2/3を最大3年間助成

富山労働局
雇用調整
助成金
センター
5F

雇用管理改善等

正社員への転換制度や正社員と
共通の処遇制度等を就業規則等
に定め、実際に制度を適用した
場合

均衡待遇・正社員化 推進奨励金

※表示金額は中小
企業事業主の場合

- 正社員への転換制度の導入**
制度を設け、実際に転換者が出た場合、
1人目40万円、2人目以降10人目まで20万円
- 正社員と共通の処遇制度の導入**
制度を設け、実際に適用した場合、60万円
- 正社員と共通の教育訓練制度の導入**
制度を設け、1人につき6時間以上の教育訓練を延べ10人以上(大企業は30人以上)
に実施した場合、40万円
- 短時間正社員制度の導入**
制度を設け、実際に適用した場合、1人目40万円、2人目以降10人目まで20万円
- 健康診断制度の導入**
制度を導入し、実際に4人以上に実施した場合、40万円

育児休業取得者が、育児休業終
了後原職等に復帰する旨の取扱
いを就業規則等に規定し、休業
取得者の代替要員を確保し、か
つ、休業取得者を原職等に復帰
させた場合
(300人以下の事業主)

中小企業両立支援 助成金 (代替要員確保コース)

対象労働者1人あたり15万円
(最初の支給に係る支給対象労働者の生じた日の翌日から5年間、1事業主あたり1
年度10人まで)

育児休業又は介護休業取得者が
スムーズに職場復帰できるよう、
これらの労働者の能力の開発及
び向上を図るため、職場復帰
プログラムを実施した場合
(300人以下の事業主・事業主団体)

中小企業両立支援 助成金 (休業中能力アップコース)

職場復帰プログラムの内容・実施期間に応じて算定(対象者1人あたりの支給限度
額21万円)
(最初の支給に係る支給対象労働者が生じた日の翌日から5年間、1事業主あたり1
年度20人まで)

平成18年4月1日以降初めて育
児休業取得者が出るなど一定の
要件を満たした場合
(100人以下の事業主)
(平成23年9月30日までに育児
休業を終了した労働者が対象)

中小企業両立支援 助成金 (中小企業子育て支援助成金)

1人目 70万円
2人目～5人目 50万円

平成23年10月1日以降に育児休
業が終了した者が初めて出た等
一定の要件を満たした場合
(100人以下の事業主)
(平成25年3月31日までに育児
休業を終了した労働者が対象)

中小企業両立支援 助成金 (継続就業支援コース)

1人目 40万円
2人目～5人目 15万円

小学校第3学年修了までの子
を養育する労働者が利用できる短
時間勤務制度を設け、利用者が
初めて出た等一定の要件を満た
した場合

子育て期短時間 勤務支援助成金

100人以下企業:1人目40万円、2人目以降15万円
101人以上企業:1人目30万円、2人目以降10万円
(最初の支給に係る支給対象労働者の生じた日の翌日から5年間、1企業あたり
延べ10人まで/100人以下企業は5人まで)
※制度の利用開始日によって、金額や要件が変わります

富山労働局
雇用均等室

建設労働者の雇用改善等

建設労働者の技能向上を図るため中小建設事業主又は団体が教育訓練を実施又は受講させた場合

建設教育訓練助成金	認定訓練	○職業能力開発促進法による認定訓練を行った場合（経費助成） 1人1月（コース又は単位あたり）1,800円から25,000円まで助成 ○職業能力開発促進法による認定訓練を勤務扱いで受講させた場合（賃金助成） 1人1日あたり5,400円又は7,000円を限度に助成
	技能実習	○事業主が技能実習を行う場合（経費助成） 一つの技能実習について1日13万円（別に定める要件の場合は20万円）かつ20日分を限度に助成 登録教育機関に委託して行う場合は、委託費（1人あたりの受講料に受講人数を乗じて得た額）の70%を助成 ○事業主が技能実習等を勤務扱いで受講させた場合（賃金助成） 一つの技能実習等について1人1日あたり7,000円かつ20日分を限度に助成
	通信教育	○事業主が通信制による教育訓練を受講させた場合（経費助成） 受講料（教科書代・教材費含む）の1/2を助成（1人あたり10万円まで）
	建設広域教育訓練	○職業訓練法人が広域的に建設工事作業にかかる職業訓練を計画的に実施した場合（経費助成） 支給対象費用の2/3、一事業年度9,000万円を限度に助成 ○職業訓練法人が認定訓練の実施に必要な施設や設備の設置整備を行った場合（施設等設置整備） 設備整備費用の1/2を助成（3億円を限度） ○事業主が雇用する建設労働者に職業訓練法人が実施する職業訓練を受講させた場合（受講援助） 一つの受講について、受講のために旅費として負担した額の1/2
	人材育成支援	○中小建設事業主団体が建設業に必要な人材育成、確保していくための事業計画について数値目標を設定し、目標設定のために必要な事業を実施した場合（経費助成） 支給対象費用の2/3を助成（一事業年度あたり800万円が限度）
	新分野教育訓練	○事業主が建設労働者を雇用しつつ、建設業以外の新分野事業に従事させるために必要な教育訓練を実施した場合（経費助成） 教育訓練に要した経費の2/3を助成（1日20万円、60日分が限度。支給総額の上限は400万円） ○事業主が建設労働者を雇用しつつ、建設業以外の新分野事業に従事させるために建設労働者に必要な教育訓練を受講させた場合（賃金助成） 教育訓練を受講した建設労働者について1人1日あたり7,000円まで、60日分を限度に助成

中小建設事業主又は団体が建設労働者の雇用管理の改善を図った場合

建設雇用改善推進助成金	<p><建設事業主></p> <p>○事業主が建設労働者の雇用改善のための事業計画を作成し、当該計画に従って事業を実施した場合 作業員宿舎・作業員施設の整備等、雇用改善の事業に要した経費の1/2を助成（上限200万円） （社会保険労務士等を活用する事業の場合は上限50万円） 雇用管理研修等の実施経費については、1日あたり10万円、6日分を限度に支給 雇用管理研修等を受講させた場合の賃金については、1日7,000円まで、6日分を限度に助成</p> <p><建設事業主団体></p> <p>○中小企業建設事業主団体が傘下企業の雇用管理の改善のための事業計画について数値目標を設定し、その目標達成のために必要な事業を実施した場合 全国団体・都道府県団体については、実施経費の2/3を助成（上限1,600万円） 地域団体については、実施経費の1/2又は、2/3を助成（上限500万円）</p>
-------------	--

富山労働局
雇用調整
助成金
センター
5F

人材育成に取り組む事業主の方へ

成長分野等（健康・環境分野及び関連するものづくり分野）の事業主が人材育成のための職業訓練を実施する場合

業種を問わず被災者を雇入れ、職業訓練を行う場合

成長分野等人材育成支援奨励金 (平成24年度末までの暫定措置)	<p>事業主が負担した訓練費用を、1訓練コースにつき対象者1人あたり20万円を上限として支給（中小企業が大学院を利用した場合には50万円を上限） 対象者：入社後5年以内又は移籍により受け入れられた労働者</p> <p>1コースあたり上限20万円（1人あたり3コースまで）の範囲内において、OFF-JTについては事業主が負担した訓練費用を、OJTについては対象労働者1人につき600円/時を支給</p>
------------------------------------	--

富山労働局
職業安定課

介護事業主の方へ

介護労働者の身体的負担を軽減するために、新たに介護福祉機器を導入し、その適切な運用により、労働環境が改善された場合

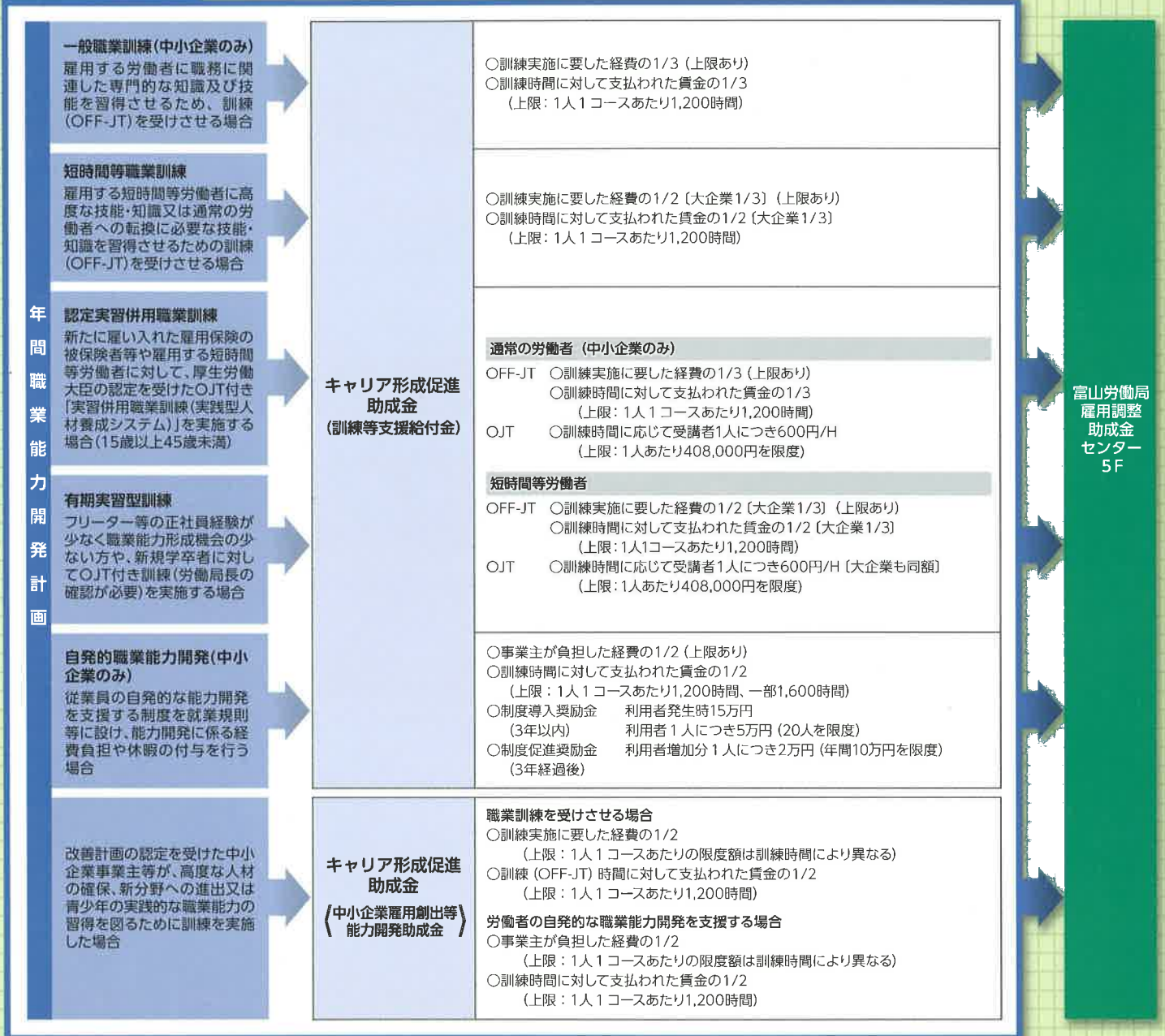
介護労働者の福祉の増進を図るために、雇用管理改善につながる制度等を導入し、適切に実施することにより、一定の効果が得られた場合

介護労働環境向上奨励金 (介護福祉機器等助成)	<p>介護福祉機器の導入等に要した費用の2分の1（上限300万円） 対象となる機器は、移動用リフトや特殊浴槽など8機種 (旧：介護労働者設備等導入奨励金)</p>
介護労働環境向上奨励金 (雇用管理制度等助成)	<p>制度等の導入に要した費用の2分の1 対象となる制度等は、増員措置や報酬管理措置など6措置 上限額は、各措置によって20万～40万円となっており、その合計額の上限は100万円（新サービス提供の場合、加算（10万円）あり）</p>

富山労働局
職業対策課

※いずれも事前に導入・運用計画書を提出し、富山労働局長の認定を受ける必要があります。

能力開発



※ 助成金によって中小企業事業主の範囲が異なります。【定年引上げ等奨励金、キャリア形成促進助成金(中小企業雇用創出等能力開発助成金)、人材確保等支援助成金、中小企業両立支援助成金】

取扱機関一覧

取扱機関が「最寄りのハローワーク又は富山労働局」となっている助成金は、問い合わせ等は、各ハローワークにおいて対応しておりますが、支給申請書の提出先は、富山労働局職業安定部になりますので、ご了承ください。

ハローワーク富山

〒930-0857 富山市奥田新町45
 ☎076-431-8609 fax076-443-1552

ハローワーク高岡

〒933-0902 高岡市向野町3-43-4
 ☎0766-21-1515 fax0766-26-0612

ハローワーク魚津

〒937-0801 魚津市新金屋1-12-31
 ☎0765-24-0365 fax0765-24-6100

ハローワーク砺波

〒939-1363 砺波市太郎丸1-2-5
 ☎0763-32-2914 fax0763-33-1401

ハローワーク滑川

〒936-0024 滑川市長野11-6
 ☎076-475-0324 fax076-475-9097

ハローワーク氷見

〒935-0023 氷見市朝日丘9-17
 ☎0766-74-0445 fax0766-74-0031

富山労働局雇用均等室

〒930-8509 富山市神通本町1-5-5
 富山労働総合庁舎5F
 ☎076-432-2740 fax076-432-3959

富山高齢・障害者雇用支援センター (富山障害者職業センター 雇用支援課)

〒930-0004 富山市桜橋通り1-18
 住友生命富山ビル7F
 ☎076-471-7770 fax076-471-6660

富山労働局職業安定課

〒930-8509 富山市神通本町1-5-5富山労働総合庁舎6F
 fax076-432-3801(共通)
 ☎076-432-2782

富山労働局職業対策課

☎076-432-2793

富山労働局雇用調整助成金センター 5F (建設労働者雇用改善法関係助成金・中小企業労働力確保法関係助成金・キャリア形成促進助成金)

〒930-0008 富山市神通本町1-6-9M1 P Sビル5F
 ☎076-432-9172 fax076-432-9173

富山労働局雇用調整助成金センター 6F (雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金)

〒930-0008 富山市神通本町1-6-9M1 P Sビル6F
 ☎076-432-9162 fax076-432-9170